



# 輸入食品の安全性確保に関する意見交換会

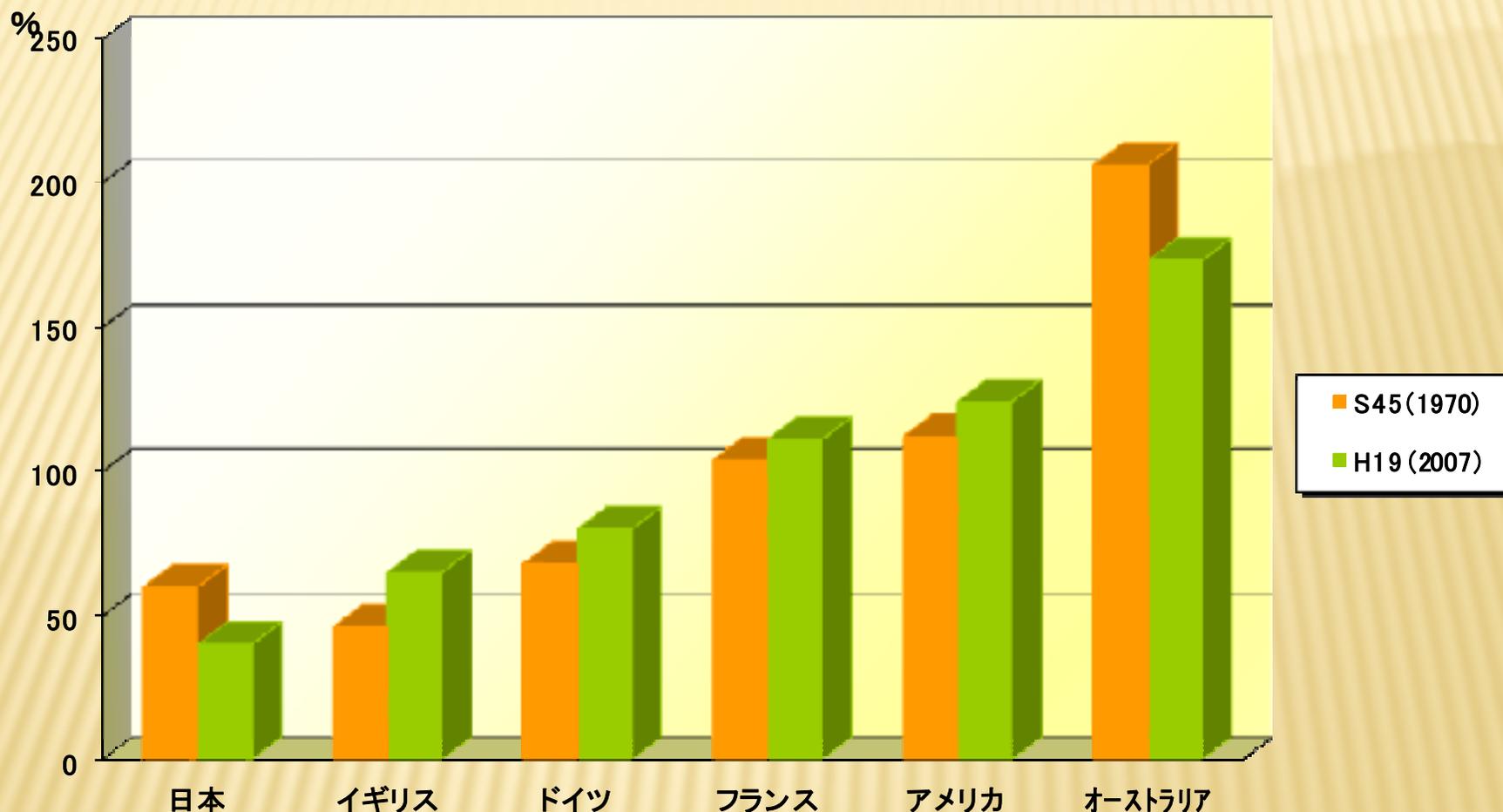
～輸入食品の安全性確保について～

食品安全部輸入食品安全対策室

# 1. 輸入食品の現状

---

# 主要先進国のカロリーベース総合食料自給率\*

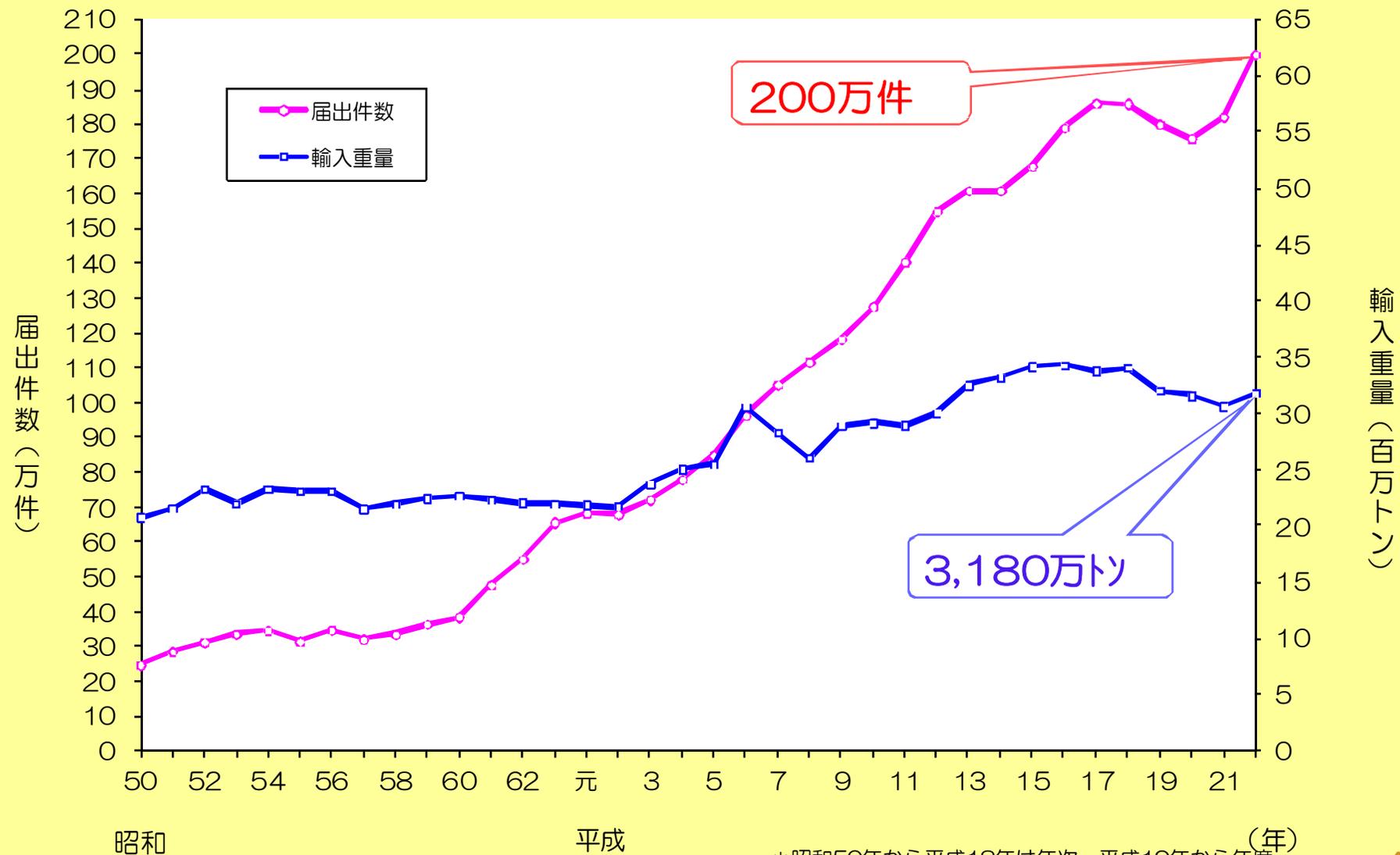


\* 1人1日当たり国産供給熱量／1日1人当たり供給熱量

(畜産物には、畜種ごとの飼料自給率がかけられて計算されている。)

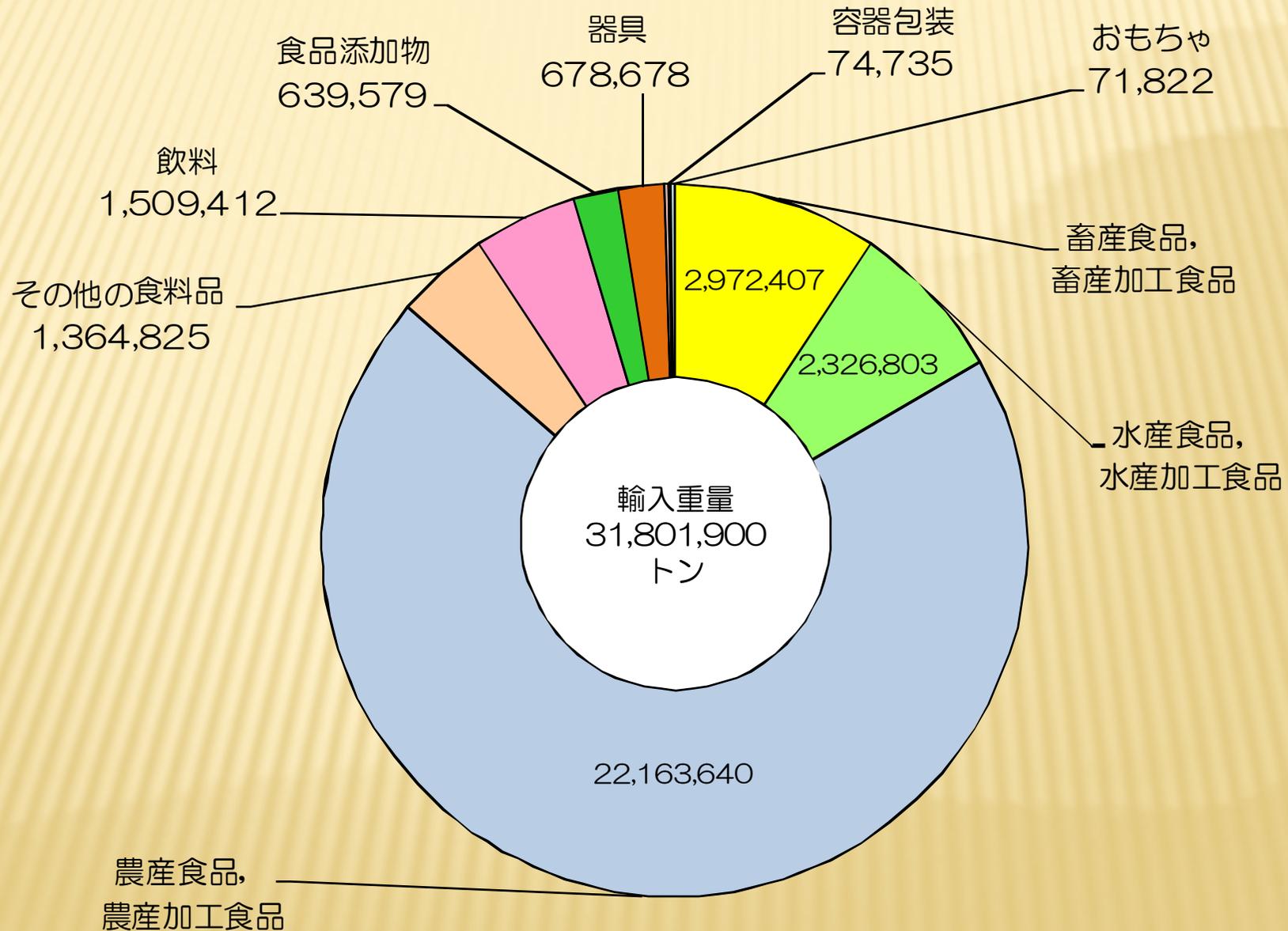
農林水産省「食糧受給表」より

# 食品等の輸入届出件数・重量推移



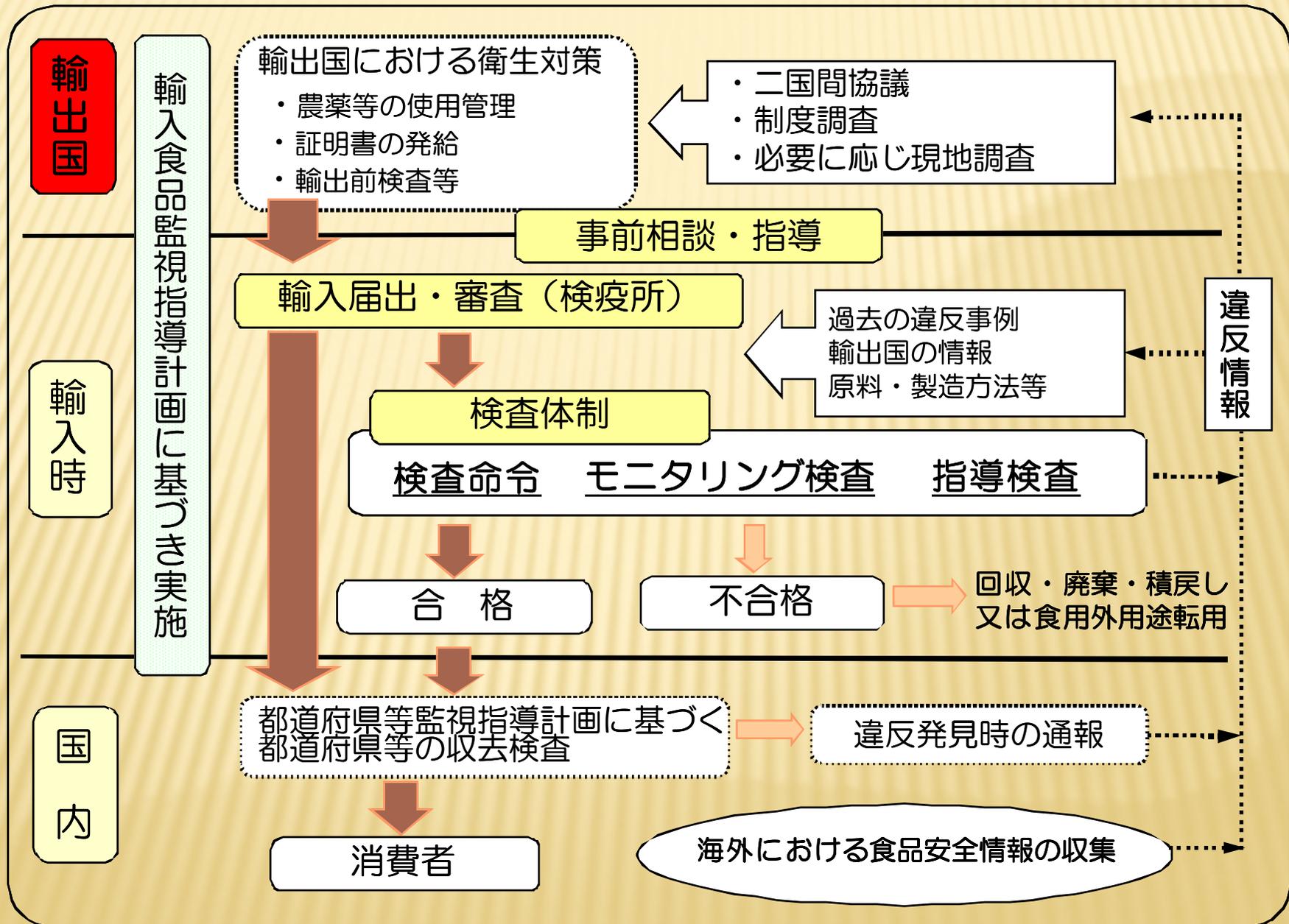
\*昭和50年から平成18年は年次、平成19年から年度

# 食品等の輸入の状況（平成22年度）



## 2. 輸出国対策

# 監視体制の概要



# 輸出国における衛生対策の推進

## ❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- ◆ 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- ◆ 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- ◆ 在京大使館、輸入者等への情報提供

## ❖ 二国間協議、現地調査等

- ◆ 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- ◆ 計画的に主要な輸出国における衛生対策に関する情報収集及び現地調査の実施

## ❖ 輸出国への技術協力

- ◆ 独立行政法人国際協力機構（JICA）を通じた専門家の派遣や研修員の受入れ

# 輸出国における調査・協議（平成22年度抜粋）

対象国	品目	調査目的・協議内容	調査結果（抜粋）
タイ	農産物	管理体制の調査・確認、意見交換及び農場の現地調査（制度調査）	<p>【管理体制の調査・確認等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対日輸出食品の残留農薬に係る衛生管理は、中央政府及び地方局が実施。</li> <li>・ 中央政府は基準値設定、輸出時検査、輸出証明等を所管。</li> <li>・ 地方局は栽培時の農薬適正使用を指導。</li> <li>・ 輸出農産物の残留農薬管理は輸出相手国の中で最も低い値を採用。</li> </ul> <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査により、農場の農薬使用指導状況、農薬保管状況を調査、パッキングハウスの管理状況を調査。</li> <li>・ 現地調査を踏まえ、作付け前の土壌試験について長期残留性農薬の項目追加を指摘。農薬移染防止対策について、効果が不十分なため対応を指摘。</li> </ul>

# 輸出国における調査・協議（平成22年度抜粋）

対象国	品目	調査目的・協議内容	調査結果（抜粋）
韓国	水産物	管理体制の調査・確認、意見交換及び加工施設の現地調査（制度調査）	<p>【管理体制の調査・確認等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全管理組織は、農林水産食品部、国立水産物品質検査院等6組織で構成。</li> <li>・ 農林水産食品部は、輸出農産食品の生産段階の安全性管理、指導を所管。</li> <li>・ 農村振興庁は、輸出農産物の農家教育、技術指導を所管。</li> <li>・ 国立水産物品質検査院は、海域管理、輸出水産物の輸出国衛生管理に沿った検査（貝毒等）、加工施設の衛生管理等を所管。</li> </ul> <p>【現地調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地調査により、アカガイむき身工場の衛生管理状況、シジミ、アゲマキガイの採取状況を調査。</li> <li>・ 現地調査を踏まえ、アカガイむき身工場の次亜塩素水濃度の管理、従事者の健康管理が不十分のため改善を指摘。</li> </ul>

## 海外からの問題発生情報等に基づく対応（平成22年度抜粋）

対象国	品目	内容	対応
アルゼンチン	ワイン	ナタマイシン汚染のおそれ	当該製造者が製造した製品が輸入届出された場合は、初回輸入時に自主検査を指導する措置を講じた。
全輸出国	八角	シキミを含むおそれ	八角及びこれを含む食品が輸入届出された場合は、シキミの混入の有無を確認するよう指導。
ドイツ	鶏肉、鶏卵、豚肉およびそれらの加工品	ダイオキシン汚染のおそれ	対象品目が輸入届出された場合は、汚染事例との関連性を確認するよう指導。

### 3. 平成24年度輸入食品監視 指導計画変更点

# 平成24年度輸入食品監視指導計画の主な変更点

---

- ◆ モニタリング検査計画数（169食品群について約89,900件（前年比3,800件増））
- ◆ 安全性審査を経ていなかった遺伝子組み換え微生物を利用した添加物事案を踏まえ、輸入者等食品等事業者に対する自主的な安全管理の推進の徹底。

## 4. 安全性未審査の遺伝子組換え微生物 を利用した添加物についての対応

## ❖ 経緯

- ◆ 安全性審査を経ていない遺伝子組み換え微生物を利用した添加物が、輸入販売されていることが、輸入販売業者の報告により判明。

## ❖ 添加物の名称

- ◆ 5'-グアニル酸二ナトリウム、5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-リボヌクレオチド二ナトリウム、リボフラビン、キシラナーゼ

## ❖ 現在の状況及び今後の対応

- ◆ リボフラビン及びキシラナーゼ以外の添加物については、輸入、販売を取りやめるよう指示。また、食品安全委員会に健康影響評価を諮問。これらの添加物を使用した食品の販売、流通の取りやめについては、同委員会の評価結果を踏まえ判断。
- ◆ リボフラビンについては、輸入、販売を取りやめるよう指示。健康影響評価について、必要な資料が整い次第、食品安全委員会に諮問。これらの添加物を使用した食品の販売、流通の取りやめについては、同委員会の評価結果を踏まえ判断。
- ◆ キシラナーゼについては、輸入、販売を取りやめるよう指示。また、現時点で安全性に関する情報が確認できないため、当該製品及び当該製品を用いた食品の回収を指示。

## 5. 食品中の放射性物質の新たな基準値について

## ■ 食品の新たな基準値の設定について

### 1. 見直しの考え方

- 現在の暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に評価され、安全は確保されているが、より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、現在の暫定規制値で許容している年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに基づく基準値に引き下げる。
- 特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」は区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で4区分とする。

### 2. 基準値の見直しの内容

(新基準値は24年4月施行予定。一部品目については経過措置を適用)

#### ○放射性セシウムの暫定規制値※1

食品群	規制値
飲料水	200
牛乳・乳製品	200
野菜類	500
穀類	
肉・卵・魚・その他	

※1 放射性ストロンチウムを含めて基準値を設定

#### ○放射性セシウムの新基準値※2

食品群	基準値
飲料水	10
牛乳	50
一般食品	100
乳児用食品	50

※2 放射性ストロンチウム、プルトニウム等を含めて基準値を設定

(単位：ベクレル/kg)

## 6. 牛海綿状脳症（BSE）対策の 再評価について

---

## ■ 国産牛のBSE対策の経緯

### 平成13年(2001)

- ・ 9月10日 国内において1頭目のBSE感染牛確認(農)
- ・ 10月4日 肉骨粉飼料完全禁止(農)
- ・ 10月18日～ と畜場においてと畜解体される牛の全頭検査(厚)  
特定部位(全月齢の頭部(舌及び頬肉を除く。))、脊髄、扁桃及び回腸遠位部)の除去、焼却の義務づけ(厚)

### 平成14年(2002)

- ・ 6月14日 牛海綿状脳症対策特別措置法の公布(厚、農)

### 平成16年(2004)

- ・ 2月16日～ BSE発生国の牛のせき柱(全月齢)の食品への使用禁止(厚)
- ・ 2月 我が国のBSE対策について、中立的立場から科学的評価・検証を開始(食安委)
- ・ 9月9日 我が国のBSE対策の評価・検証結果の中間とりまとめ公表(食安委)
  - ・ 特定危険部位(SRM)の除去は人のBSE感染リスクを低減するため非常に有効。
  - ・ これまでの国内BSE検査において、20ヶ月齢以下の感染牛が確認されていない。等
- ・ 10月15日 全頭検査を含む国内対策の見直しについて、食品安全委員会に諮問(厚、農)
  - ・ BSE検査の検査対象月齢を21ヶ月齢以上とすること、SRMの除去の徹底等

### 平成17年(2005)

- ・ 5月6日 食品安全委員会から答申(厚、農)
- ・ 7月1日 牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部を改正する省令の公布(厚)
  - ・ 検査対象月齢：零月以上→21ヶ月以上
- ・ 8月1日 改正省令の施行(厚)
  - ・ 21ヶ月齢未満の牛について地方自治体が自主検査を行う場合は、3年間の経過措置として国庫補助を継続した上で、平成20年(2008年)7月末に終了した。

### 平成21年(2009)

- ・ 4月1日～ と畜場法施行規則を改正し、と畜場におけるピッシング<sup>(注)</sup>を禁止(厚)  
(注)と畜の際、牛の脚が動くのを防ぐために、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入し、せき髄神経組織を破壊すること。
- ・ 5月26日 OIE総会で日本のBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定

※都道府県等の食肉衛生検査体制：81自治体、112機関、と畜検査員2,392人(平成22年(2010年)3月末)

## ■ 輸入牛のBSE対策の経緯

### 平成8年 (1996)

- ・ 3月25日 欧州委員会において、全ての英国産牛肉・牛肉加工品等のEU加盟国への輸出禁止を採択
- ・ 3月26日 英国産牛肉・牛肉加工品の輸入中止

### 平成12年 (2000)

- ・ 12月22日 EU諸国等からの牛肉・牛肉加工品の輸入中止

### 平成13年 (2001)

- ・ 2月15日 BSE発生国産の牛肉・牛加工品の輸入の法的禁止

### 平成15年 (2003)

- ・ 5月21日 カナダにおいてBSE感染牛確認、輸入禁止
- ・ 12月24日 米国においてBSE感染牛確認、輸入禁止

### 平成17年 (2005)

- ・ 5月24日 食品安全委員会へ、対日輸出プログラムの遵守を前提とした、我が国の牛肉と米国及びカナダから輸入される牛肉のリスクについての同等性について諮問
- ・ 12月8日 食品安全委員会の答申
- ・ 12月12日 米国及びカナダ産牛肉の輸入の再開
  - ・ 牛肉は20ヶ月齢以下と証明される牛由来
  - ・ 特定危険部位 (SRM) はあらゆる月齢から除去

(混載事例発生のため、平成18年(2006年)1月20日から7月27日までの間、米国産牛肉等の輸入手続を停止)

### 平成19年 (2007)

- ・ 5月20日 OIE総会(米国及びカナダのBSEステータスが「管理されたリスクの国」と認定)  
～25日
- ・ 6月1日 カナダ側から輸入条件見直し協議の要請
- ・ 6月20日 米国側から輸入条件見直し協議の要請  
【要請の内容】国際基準に則した貿易条件への早期の移行

# ■ 世界のBSE発生件数の推移



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011 <sup>(注1)</sup>	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	12	190,459
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	7	5,785
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(0)	(1017)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(88)
(デンマーク)	(2)	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(16)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	4	184,615
アメリカ	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
カナダ	0	0	0	2 <sup>(注2)</sup>	1	1	5	3	4	1	1	1	20 <sup>(注3)</sup>
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	36
イスラエル	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1

(注1) OIEによるデータ更新は2011年9月30日現在

(注2) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注3) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例（2003年12月）1頭を含む。

単位：頭

## ■ 各国のBSE検査体制

	日 本 	米 国 	カナダ 	E U 	O I E 基準 
<b>食肉検査</b>	<b>20ヶ月齢超</b>  これまで 1200万頭程度実施	—	—	<b>72ヶ月齢超<sup>※</sup></b>  ※ブルガリア、 ルーマニアについ ては、30ヶ月齢 を超える健康牛の 検査を実施	— (注3)
<b>発生状況 調査<sup>(注1)</sup> (高リスク牛<sup>(注2)</sup>)</b>	<b>24ヶ月齢以上の 死亡牛等</b>  これまで 78万頭程度実施	<b>30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部</b>	<b>30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部</b>	<b>48ヶ月齢超の 高リスク牛</b>  ※24ヶ月齢を超 える牛の検査を実 施している国あり	<b>30ヶ月齢以上の 高リスク牛 の一部</b>

(注1) BSEの発生状況やその推移などを継続的に調査・監視すること

(注2) 中枢神経症状牛、死亡牛、歩行困難牛などのこと

(注3) OIE基準では、BSEスクリーニング検査の実施を求めている。

## ■ 各国の特定危険部位(SRM)の範囲

	日 本 	米 国 	カナダ 	E U 	O I E 基準  (管理されたりスク国)
頭部	全月齢の 頭部 舌・頬肉を除き、 扁桃を含む	30ヶ月齢超の 頭蓋 (注)	30ヶ月齢超の 頭蓋	12ヶ月齢超の 頭蓋	30ヶ月齢超の 頭蓋
扁 桃		全月齢	30ヶ月齢超	全月齢	全月齢
せき髄	全月齢	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	12ヶ月齢超	30ヶ月齢超
せき柱 背根神経節を含む	全月齢	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超	30ヶ月齢超
腸	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 回腸遠位部	全月齢の 腸	全月齢の 回腸遠位部

(注) 頭部の骨格、脳、眼などを含む部位のこと

# ■ 食品安全委員会への食品健康影響評価の諮問内容

## 1 国内措置

### (1) 検査対象月齢

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

### (2) SRMの範囲

頭部、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

## 2 国境措置

### (1) 月齢制限

現行の規制閾値である「20か月齢」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

### (2) SRMの範囲

頭部、せき髄及びせき柱について、現行の「全月齢」から「30か月齢超」に変更した場合のリスクを比較。

※ 現在までに調整等が進んでいる、米・加・仏・蘭を対象とする。

※ 仏・蘭については、現行の「輸入禁止」から「30か月齢」とした場合のリスクを比較。

## 3 上記1及び2を終えた後、国際的な基準を踏まえてさらに月齢の規制閾値を引き上げた場合のリスクを評価。



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

ご清聴ありがとうございました